

摂津市新型インフルエンザ等対策
行動計画(案)

令和8年度
摂津市

摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	2
第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の概要	2
第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	5
第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	8
第5節 新型インフルエンザ等の対策項目	11
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	12
第1章 実施体制	12
第1節 準備期	12
第2節 初動期	14
第3節 対応期	15
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	19
第3節 対応期	21
第3章 まん延防止	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第4章 ワクチン	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第5章 保健	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	31
第3節 対応期	31
第6章 物資	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	33
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	36
第3節 対応期	36
略称又は用語集	40

はじめに

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。

以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることになった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、医療関係者、事業者等、国や府、市を挙げての取組が進められてきた。

今般の摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる地域社会を目指すものとなる。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

なお、本市では、市行動計画の各取組を推進をすることで、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」関連するゴールの達成に貢献する。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

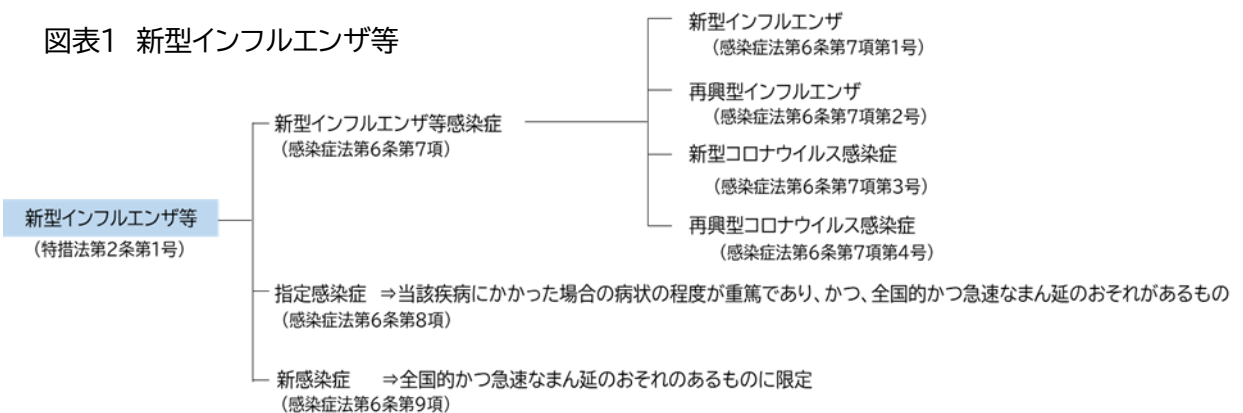
さらに、感染性の強く社会的影響が大きい新感染症が発生する可能性もある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的に急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下に示す①～③である。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

図表1 新型インフルエンザ等



※ 感染症法及び特措法改正（令和3年2月13日施行）により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加された。

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年4月に特措法が施行され、同年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県の都道府県行動計画や、指定公共機関の業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。これを受け、大阪府においても、同年9月、特措法第7条に基づき、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）が策定され、本市においても、特措法第8条に基づき、平成26年3月に市行動計画を策定し、新型インフルエンザ等の発生に備えてきた。

そのような中、令和2年以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、令和5年5月に感染症法に基づく5類感染症に位置づけられるまで3年以上にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらした。

この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、今般、市行動計画を改定することとした。

なお、市行動計画は、政府行動計画及び府行動計画並びに国や府において作成されたガイドラインを踏まえつつ、大阪府や保健所等の関係機関と連携した取組を盛り込んだものとしている。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民の生活、地域経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ対策の切替えを円滑に行うことで市民生活及び社会経済活動への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ② 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ③ 業務継続計画の作成や運用等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示されている。

また、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて一連の流れを持った戦略を確立することとしており、府行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものであり、市行動計画もこれに準じたものとする。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、府と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の①から④までの取組により、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が府内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国の動向を踏まえ、DXを推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民の生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するため、市民生活及び市民の地域経済活動の安定を維持するための取組が重要である。

このため、以下の①から④までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、国や府等から示された感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

国や府等から示される科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

③ 対策項目ごとの時期区分

個々の対策の切替え時期については、国及び府の方針を踏まえながら、適切な時期に実施する。

④ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して啓発するなど、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び双方向のリスクコミュニケーションにより、適切な判断や行動を促せるようにする。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。

このような行為は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべきである。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機においても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にも当該措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

摂津市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）や大阪府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、府に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、茨木保健所と連携して、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や府と連携しながら発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

府及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【府の役割】

府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、府は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と協議を行うことが重要である。

また、大阪府感染症予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【保健所の役割】

保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。また、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等の研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町、関係団体等と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、感染症法及び府行動計画に基づき、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、府と医療措置協定を締結した医療機関は、当該協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第5節 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

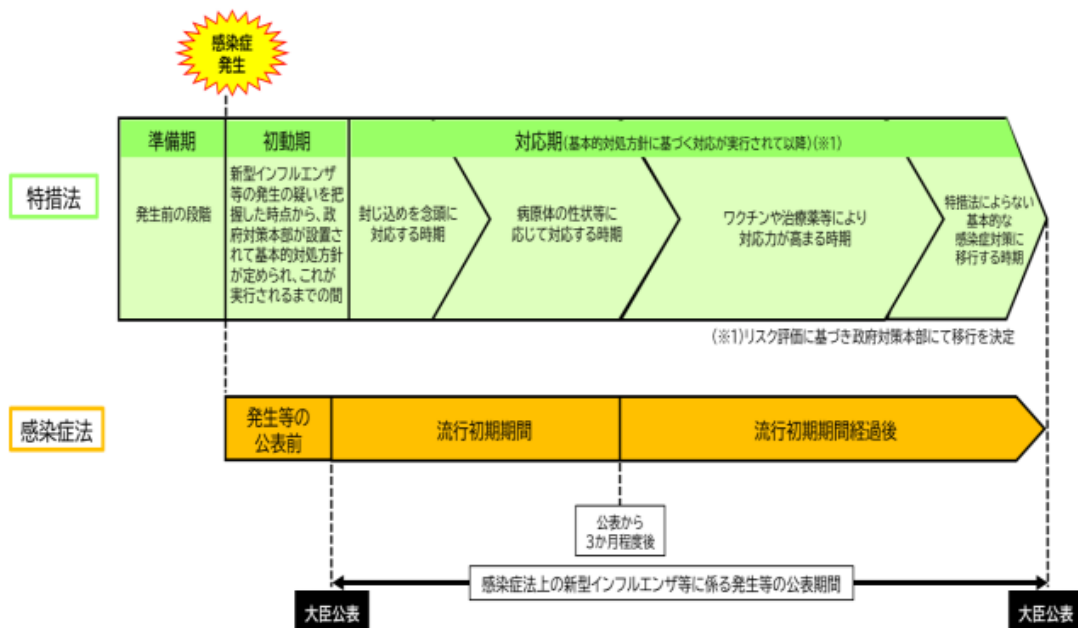
- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施する必要がある。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

なお、担当課の記載順序については、摂津市事務分掌条例等に基づく機構の順に表記することとしている。

図表2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民の生活及び地域経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要があり、国、府、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携して取組を推進することが重要である。

市においては、平時から、関係機関と連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また、新型インフルエンザ等の発生時には、国及び府のリスク評価等を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期(平時)

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

≪防災危機管理課・保健福祉課≫

1-2. 行動計画の改定等

- ① 市は、必要に応じ、市行動計画を改定する。市行動計画を改定する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

≪防災危機管理課・保健福祉課≫

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。

《防災危機管理課・保健福祉課》

- ③ 市は、国や府による研修も活用しながら、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員の養成等を行う。

《人事課・防災危機管理課・保健福祉課》

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

国、府、市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合

- ① 市は、政府対策本部及び府対策本部が設置されたときは、必要に応じて、市対策本部の設置について検討を行う。市対策本部の設置の検討及び市対策本部が設置される前の新型インフルエンザ等対策の検討は、部長会議を活用して行うものとする。

《政策推進課・防災危機管理課・保健福祉課》

- ② 市は、必要な人員体制の強化に向け、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な対応を検討する。

《政策推進課・人事課・防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援に係る情報を収集するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討するなど、所要の準備を行う。

《財政課、関係課》

第3節 対応期（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民の生活及び地域経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬の開発、治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応

3-1.体制整備の強化

市は、初動期に引き続き、必要な人員体制の強化に向け、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な対応を行う。

《政策推進課・人事課・防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-2.職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《人事課・防災危機管理課・保健福祉課》

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

《防災危機管理課・保健福祉課》

3-3.必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保するなど、必要な対策を実施する。

《防災危機管理課・財政課・保健福祉課・関係各課》

3-4.緊急事態措置の検討等

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《防災危機管理課・保健福祉課》

3-5.特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言解除（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく市対策本部を廃止する。

《防災危機管理課・保健福祉課》

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を市民等に迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

第1節 準備期(平時)

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市民等に対し、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、市民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、府及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染対策等に関する啓発

市は、平時から、国及び府から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、府の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会及び市の保健福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、府と連携し、高齢者、子ども、妊産婦、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

《広報課・人権女性政策課・自治振興課・保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課・教育政策課・学校教育課・こども政策課・保育教育課・出産育児課》

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、府と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

《人権女性政策課・保健福祉課》

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、市民等への情報提供・共有方法や市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるよう準備をする。

《広報課・保健福祉課》

第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染症等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について、情報提供・共有する。

（2）所要の対応

2-1.市民等への情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。また、市は、府と連携し、高齢者、子ども、妊産婦、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

《広報課・人権女性政策課・自治振興課・保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課・教育政策課・学校教育課・こども政策課・保育教育課・出産育児課》

2-2.府との感染状況等の情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報について市民等の理解の増進を図るため、当該情報の公表を行う府に必要な協力を行うものとする。また、必要があるときは、個人情報の保護に留意の上、府から患者数等の情報の提供を受けるものとする。

《保健福祉課》

2-3.双方向のコミュニケーションの実施

市は、国・府が公開した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知や、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

また、市に寄せられた意見等の集約等を行い、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《広報課・防災危機管理課・保健福祉課》

2-4. 偏見・差別等への対応

市は、府と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

《人権女性政策課・保健福祉課》

第3節 対応期（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で国及び府から発信されている科学的根拠等に基づいた正確な情報について、必要に応じて提供・共有する。その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

3-1.市民等への情報提供・共有

市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、府と連携し、高齢者、子ども、妊産婦、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

《広報課・人権女性政策課・自治振興課・保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課・教育政策課・学校教育課・こども政策課・保育教育課・出産育児課》

3-2.府との感染状況等の情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報について市民等の理解の増進を図るため、当該情報の公表を行う府に必要な協力を行うものとする。また、必要があるときは、個人情報の保護に留意の上、府から患者数等の情報の提供を受けるものとする。

《保健福祉課》

3-3.双方向のコミュニケーションの実施

市は、初動期に引き続き、国・府が公開した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知や、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、市に寄せられた意見等の集約等を行い、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《広報課・防災危機管理課・保健福祉課》

3-4. 偏見・差別等への対応

市は、府と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、市は、府と連携し、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を市民等に周知する。

《人権女性政策課・保健福祉課》

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民の社会経済への影響を最小化するため、感染対策の強化に向けた理解の促進を図る。

第1節 準備期(平時)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑われる場合は、基本的な感染対策に加え、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えることなど、有事の対応についても平時から理解促進を図る。学校や高齢者施設等は基本的な感染対策を実施する。

《防災危機管理課・保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課・教育政策課・学校教育課・こども政策課・保育教育課・出産育児課》

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. まん延防止対策の準備

市は、国や府の要請を受けて、市行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《防災危機管理課・保健福祉課》

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活への影響も十分考慮する。

(2) 所要の対応

3-1.まん延防止対策の内容

市は、国や府等によるリスク評価及びまん延防止対策の方針に基づき、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活への影響も十分考慮する。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-1-1. 市民等に対する取組の勧奨

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の取組を勧奨する。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や府等が行う、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づき、対応する。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、国や府の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進める。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市及び関係機関は、国や府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

（2）所要の対応

1-1.接種体制

市は、医師会等の医療関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を進める。

《保健福祉課》

1-1-2.特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員等については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

《人事課・保健福祉課》

1-1-3.住民接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係団体や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《保健福祉課》

1-2.情報提供・共有

市は、府と連携し、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。

《広報課・保健福祉課・出産育児課》

第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

（1）目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

（2）所要の対応

2-1.接種体制

市は、府が行う市町村間の広域的な連携の支援及び国との連絡調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整や専門的な相談体制の検討等を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《保健福祉課》

2-1-1.特定接種

市は、特定接種の接種体制の構築に向けて、必要な準備を行う。

《人事課・保健福祉課》

2-1-2.住民接種

① 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

《政策推進課・人事課・保健福祉課》

② 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の医療関係団体の協力を得て、その確保を図る。

《保健福祉課》

③ 市は、接種が円滑に行われるよう、市医師会、他の自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。

《保健福祉課》

④ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、府の介護保険部局等、医師会等の医療関係団体と連携し、接種体制を構築する。

《保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課》

⑤ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

《保健福祉課》

第3節 対応期（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（1）目的

国の方針に基づき、構築した接種体制の下、接種する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

3-1.接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合は、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国・府や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《保健福祉課》

3-1-1.特定接種

市は、国等と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員等に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《人事課・保健福祉課》

3-1-2.住民接種

① 市は、国・府と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行う。

《保健福祉課》

② 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・検討した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《保健福祉課》

③ 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《保健福祉課》

④ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、府の介護保険部局等や市医師会等の医療関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課》

- ⑤ 市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《保健福祉課》

3-2. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民への適切な情報提供・共有を行う。

《広報課・保健福祉課》

3-3. 情報提供・共有

- ① 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

くわえて、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

《広報課・保健福祉課》

- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

《広報課・保健福祉課》

第5章 保健

市は、府からの要請に基づき連携協力し、市民の生命と健康を保護するため、健康観察や生活支援を実施する。また、府の適切な医療を提供するための情報周知に協力し、市民の適切な受診行動につなげる。

第1節 準備期(平時)

(1) 目的

市は、平時から府と感染症発生時における協力について検討し、健康観察及び生活支援等の要請等に対して、連携協力できる体制を整備する。

(2) 所要の対応

1-1.人材の確保

- ① 市は、所属する保健師等を応援職員として茨木保健所へ派遣できるよう、人材の確保や体制の構築を推進する。

《人事課・保健福祉課・出産育児課》

- ② 市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師の配置について検討する。

《人事課》

1-2.健康観察の実施に向けた協力体制の整備

- ① 市は、府からの要請があった場合に、府が実施する健康観察に協力できるよう体制を整備する。

《人事課・保健福祉課・出産育児課》

- ② 感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から府と協議し、感染症発生時における協力について検討する。

《保健福祉課》

第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

（1）目的

市は、府の適切な医療を提供するための情報周知に協力し、市民の適切な受診行動につなげる。

（2）所要の対応

2-1.受診方法等の周知

市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について、市民に周知する。

《《広報課・保健福祉課》》

第3節 対応期（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（1）目的

市は、府からの健康観察及び生活支援等の要請に対し、連携協力することで、市民の生命及び健康を保護する。

（2）所要の対応

3-1.健康観察及び生活支援

① 市は、府が実施する健康観察に協力する。

《《保健福祉課・出産育児課》》

② 市は、府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《《保健福祉課・関係課》》

3-2.受診方法等の周知

市は、府と協力し、地域の医療提供体制や相談センター、医療機関への受診方法等について、市民に周知する。

《《広報課・保健福祉課》》

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞るおそれがある。市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、市や医療機関を始めとする関係機関において感染症対策物資等が十分に確保できるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

第1節 準備期(平時)

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ね備えることができる。

《防災危機管理課・保健福祉課・消防総務課》

- ② 消防機関は、国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

《救急救命課・消防署》

第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、備蓄状況の確認を行う。

（2）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

第3節 対応期（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（1）目的

市は、初動期に引き続き、府と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び必要な供給に向けた対応を行う。

（2）所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足する時は、府と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

《防災危機管理課・保健福祉課・関係課》

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民の地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期(平時)

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1.情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《防災危機管理課・保健福祉課》

1-2.支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《関係課》

1-3.物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新

型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《防災危機管理課、保健福祉課》

- ② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

《防災危機管理課、保健福祉課》

1-4.生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

《保健福祉課・生活支援課・高齢介護課・障害福祉課・出産育児課》

1-5.火葬体制の構築

市は、府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

《市民課》

第2節 初動期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うとともに、府への広域火葬応援に関する手続を確認する。

《市民課》

第3節 対応期（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（1）目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行うことで、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

（2）所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課・教育政策課・学校教育課・保育教育課・出産育児課》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《保健福祉課・生活支援課・高齢介護課・障害福祉課・出産育児課》

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《教育政策課・学校教育課》

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《産業振興課》

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《産業振興課》

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づく、適切な措置を講ずる。

《産業振興課》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《産業振興課》

3-1-5.埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《市民課》

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

《市民課》

- ③ 市は、応援・協力を行わないことについて正当な理由がある場合を除き、府の要請に応じて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対し、広域火葬の応援・協力をを行う。

《市民課》

- ④ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、府の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を確保するよう努める。

《市民課》

⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

《人事課・市民課》

⑥ 市は、臨時遺体安置所において、収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《市民課》

⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市においても、埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市は、当該特例に基づき埋火葬を行う。

《市民課》

3-2.社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1.事業者に対する支援

市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に留意し、効果的に講ずる。

《関係課》

3-2-2.住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 安定した上下水道の提供

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、摂津市上下水道部危機管理計画に基づき、安全な水道水を安定的に供給し、かつ公共下水道により快適な生活ができるための必要な措置を講ずる。

《経営企画課・水道施設課・下水道事業課》

② 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

《産業振興課》

③ 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の措置

市は、各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措

置により生じた市民生活及び地域経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱^{ぜいじゃく}な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《関係課》

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する(50音順)。

略称・用語	内容
あ 医療措置協定	感染症法第 36 条の3第1項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定
か 感染対策向上加算	診療報酬の入院基本料等加算のひとつで、医療機関の感染防止対策の実施や、地域の医療機関などが連携して実施する感染症対策の取り組み、新興感染症の発生時などに都道府県などの要請を受けて感染症患者を受け入れる体制などの確保について評価するもの
基本的対処方針	特措法第 18 条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。 地方公共団体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第 374 号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所等が策定する計画 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
健康被害救済制度	接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するもの。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われる。
検査措置協定	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定
高齢者施設	介護保険施設(指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院)、老人福祉施設(養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(ケアハウス))、老人福祉センター等をいう。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

略称・用語	内容
さ 自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設(生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設)をさす。 ※障がい者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす
指定行政機関	国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省がこれにあたる。
指定地方公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。 大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。
社会福祉施設	老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設等をいう。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
宿泊施設確保措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と宿泊業者等とが締結する協定
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
た 登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。基準に定める事業については、大きく分けて「医療分野」である病院・医科(歯科)診療所・薬局、訪問看護ステーション等と、「国民生活・国民経済安定分野」である介護・福祉、医薬品製造業、医療機器販売業、水道、電気鉄道業等の2分野である。 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、診療継続計画(業務継続計画)を作成することとなり、事業者の従業員は国民に先行してワクチンを接種する特定接種の対象となる。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

	略称・用語	内容
は	パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことが懸念されている。
	病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、府行動計画に合わせて分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。 なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。
	副反応疑い報告	予防接種法第12条第1項の規定に基づき、医師等が定期の予防接種又は臨時の予防接種（定期の予防接種等）を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合に、厚生労働省に報告しなければならない制度
	不断の点検	絶え間なく、常に点検し続けること
や	要配慮者	一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている
	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
ら	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
	リテラシー	情報を適切に理解、解釈して活用すること
A	DX	「デジタルトランスフォーメーション」の略。デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること
	PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念